確定申告の準備は お済みですか？

問税務課 課税係　☎ 286 - 3380

■ 益城町の申告会場について

期間　2月18日（月）～3月15日（金）
※土・日を除く。ただし、2月24日（日）、3月3日（日）に限り、申告相談を行います。
※詳細は1月中に届く「日程表」をご覧ください。

会場　交流情報センターミナテラス

■ 熊本東税務署からのお知らせ

平成30年分確定申告につきまして、熊本東税務署主催の申告相談会場は、平成29年分同様、火の国ハイツにて開催します。熊本東税務署では申告相談を行いませんので、ご注意ください。

期間　2月18日（月）～3月15日（金）
※土・日を除く。ただし、2月24日（日）、3月3日（日）に限り、申告相談を行います。

時間　午前9時～午後4時　　会場　火の国ハイツ
（熊本市東区石原2丁目2-28）

平成28年熊本地震等により被害を受けた人で、「雑損控除」や「災害減免法」により、所得税等の軽減または免除を受ける人については、次の期間も申告相談を行います。

期間　2月4日（月）～2月15日（金）
※土・日、祝日を除く。

時間　午前9時～午後4時　　会場　火の国ハイツ

申告書送付において送付物が変更となる人について

平成29年分の確定申告から、前年分の「所得税および復興特別所得税」または「消費税および地方消費税」の確定申告書を下記の相談会場で書面により提出した人については、申告書に代えて、『確定申告のお知らせ』が送付されています。平成30年分確定申告についても、同様に『確定申告のお知らせ』が送付されます。

◆地方公共団体による相談会場
◆税理士会による無料相談会場
◆青色申告会、商工会および商工会議所による相談会場

問熊本東税務署　☎ 369 - 5566

障害者控除対象者認定書を交付します

町では、平成30年12月31日時点で要介護認定を受けている、または平成30年度中に要介護認定を受けていて、死亡等により資格を喪失した65歳以上の人について、障害者控除の対象とし、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

所得税や町・県民税の申告をするときに、この認定書を添付すると、本人またはその扶養義務者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

◆**申請・交付場所**
福祉課介護保険係

◆**持参する物**
・介護保険被保険者証　・認印
・郵送希望の場合は82円切手を貼った返信用封筒

※認定書の交付は申請受け付けから約1週間後に窓口にて行います。（即日交付はできません）

※この認定書は税の申告にご利用いただくためのものです。障害者手帳の代わりになるものではありませんのでご注意ください。

本人および扶養義務者の住民税が非課税で申告をする必要がない人は、この認定書は必要ありません。また、障害者手帳などを基に障害者控除を受ける場合、控除の重複はできません。

項目	障害者控除対象者認定を受ける人
対象者	要介護認定者（65歳以上）
判定の基準日	平成30年12月31日、または平成30年中の資格喪失日現在
判定の基準	『障害者』　要介護1・2・3の人
	『特別障害者』　要介護4・5の人

問福祉課介護保険係　☎ 286-3114